

大阪教育大学科学機器共同利用センター規程

第1章 総則

(目的)

第1条 科学機器共同利用センター（以下「センター」という。）は、学内共同利用施設として、研究及び教育のために各種の科学機器を置き、共同利用に資することを目的とする。

(職員)

第2条 センターに、センター長その他必要な職員を置く。

(センター長)

第3条 センター長は、センターの業務を掌理する。

2 センター長の選考については、別に定める。

(機器責任者)

第4条 センター長は、センターが管理する科学機器を管理するため、各科学機器ごとに機器責任者を定める。

2 機器責任者は、大阪教育大学（以下「本学」という。）の専任教員の中から、センター長が委嘱する。

第2章 運営委員会

(運営委員会)

第5条 センターに、センターの運営に関する事項を審議するため、運営委員会を置く。

(審議事項)

第6条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 センターの研究計画に関する事項
- 二 センターの事業計画に関する事項
- 三 その他センターの運営に関する事項

(組織)

第7条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 社会科教育講座，数学教育講座，理科教育講座，保健体育教育講座，養護教育講座，技術教育講座，家政教育講座，実践学校教育講座，生涯教育計画論講座，人間行動学講座，発達人間福祉学講座，数理科学講座，自然研究講座，スポーツ講座，健康科学講座及び生活環境講座から選出された教員 各1人
- 三 本学の専任教員 若干人
- 四 本学の職員 若干人

2 前項第二号から第四号までの委員は、センター長の推薦に基づき学長が任命する。

3 第1項第二号から第四号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

(議長及び議事)

第8条 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

- 2 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。
- 3 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第9条 運営委員会は必要と認められた者の出席を求め、意見を聴取することができる。

第3章 雑則

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。